

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成31年第1回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | ページ |
|-------|--|-----|
| (議 案) | | |
| 1 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について | 1 |
| 2 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について | 3 |
| 3 | 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について | 5 |
| 4 | 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について | 7 |
| 5 | 藤井寺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について | 9 |
| 6 | 藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について | 1 1 |
| 7 | 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 1 3 |
| 8 | 市道路線の認定及び変更について | 1 5 |
| 9 | 事業契約の締結について | 1 6 |
| (諮 問) | | |
| 1 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 1 7 |

このほかの提出議案

議案番号

- 1 0 平成30年度藤井寺市一般会計補正予算(第6号)について
- 1 1 平成30年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第5号)について
- 1 2 平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
- 1 3 平成30年度藤井寺市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 1 4 平成31年度藤井寺市一般会計予算について
- 1 5 平成31年度藤井寺市駐車場特別会計予算について
- 1 6 平成31年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について

- 17 平成31年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 18 平成31年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 19 平成31年度藤井寺市水道事業会計予算について
- 20 平成31年度藤井寺市病院事業会計予算について
- 21 平成31年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について

議案第1号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成30年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、期末手当の支給割合を6月と12月に均等に配分する改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年藤井寺市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5」を「100分の195」に改める。

(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5」を「100分の195」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第2号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国家公務員において長時間労働の是正のための超過勤務命令を行うことができる時間の上限を定めるなどの措置を講ずるとされていることから、本市においても時間外勤務について時間の上限を設定する等の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「臨時」の次に「又は緊急」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第3号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を見直すとともに、旧被扶養者に係る国民健康保険料の減免措置について、応益割に係る減免期間を見直すものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

第24条第1項第2号中「経過する月の属する年度末」を「経過する月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第4号

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部改正につ
いて

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法
律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令
第117号）が公布され、児童扶養手当における受給者の所得を確認する期間が変更
されることに伴い、ひとり親家庭医療費助成事業における所得確認期間についても同
様に改めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

(藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成30年藤井寺市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年6月30日」を「平成31年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

議案第5号

藤井寺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
藤井寺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）

第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、本市条例においても布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年藤井寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「若しくは」を「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は」に改め、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第7号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第
63号）の一部改正に伴い、本市条例においても放課後児童支援員の資格要件につい
て同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて
同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第8号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり路線を認定及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 認定路線

| 路線名 | 起 点 終 点 | 重要な経過地 |
|----------|------------------------------|--------|
| 道明寺104号線 | 道明寺6丁目472番4先 道明寺6丁目472番4先 | — |
| 野中48号線 | 野中5丁目498番1先 野中5丁目498番10先 | — |
| 小山210号線 | 小山5丁目880番30先 小山5丁目880番3先 | — |

2 変更路線

| 路線名 | 新旧別 | 起 点 終 点 | 重要な経過地 |
|-------|-----|--------------------------|--------|
| 林76号線 | 新 | 林2丁目220番8先 林2丁目220番4先 | — |
| | 旧 | 林2丁目220番8先 林2丁目220番8先 | — |

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定及び変更を行うものである。

議案第9号

事業契約の締結について

藤井寺市立小中学校空調PFI事業に係る契約を次のとおり締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

- 1 契約の相手方 住所 藤井寺市国府3丁目6番53-207号
名称 藤井寺学校空調整備株式会社
代表取締役 清見 祐司
- 2 契約の目的 藤井寺市立小中学校空調PFI事業
- 3 契約価額 1,189,478,007円
(うち消費税及び地方消費税相当額91,863,069円)
上記金額に、金利変動、物価変動及び税制度の変更に伴って市が負担する費用を加算した額
- 4 履行場所 藤井寺市立小学校7校
藤井寺市立中学校3校
- 5 履行期間 議会の議決があった日の翌日から平成44年3月31日まで

提案理由

藤井寺市立小中学校空調PFI事業に係る契約を締結するため提案するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成31年2月22日提出

藤井寺市長 國下 和男

福本 龍子

提案理由

委員のうち1人が欠員となっているため、後任として推薦するものである。

住所

福 本 龍 子
生

略 歴

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

平成 2年 4月 藤井寺市青少年指導員

同 15年10月 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会委員

[Redacted]

